

高鍋町告示第39号

平成24年第4回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年12月4日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成24年12月10日（月）

2 場 所 高鍋町議会議場

---

○開会日に応招した議員

水町 茂君	徳久 信義君
岩崎 信や君	緒方 直樹君
池田 堯君	中村 末子君
黒木 正建君	後藤 隆夫君
青木 善明君	松岡 信博君
永友 良和君	時任 伸一君
八代 輝幸君	津曲 牧子君
柏木 忠典君	山本 隆俊君

---

○12月12日に応招した議員

同上

---

○12月18日に応招した議員

同上

---

○12月19日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

---

議事日程（第1号）

平成24年12月10日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- （1）議長の会務報告
  - （2）議員派遣の報告
  - （3）例月現金出納検査結果報告
  - （4）定期監査結果報告
  - （5）町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 株式会社高鍋めいりんの里検討特別委員会報告
- 日程第5 同意第5号 監査委員の選任について
- 日程第6 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第8 議案第42号 宮崎県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第9 議案第43号 平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第44号 高鍋都市計画畑田土地区画整理事業施行条例及び高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計設置条例の廃止について
- 日程第11 議案第45号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第46号 一ツ瀬川雑用水管理事業給水条例の一部改正について
- 日程第13 議案第47号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第48号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第15 議案第49号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第16 議案第50号 高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を

定める条例の制定について

- 日程第17 議案第51号 高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について  
日程第18 議案第52号 高鍋町町道の道路標識の寸法を定める条例の制定について  
日程第19 議案第53号 高鍋町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について  
日程第20 議案第54号 高鍋町営住宅の整備基準に関する条例の制定について  
日程第21 議案第55号 平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）  
日程第22 議案第56号 平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第23 議案第57号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第24 議案第58号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸報告  
（1）議長の会務報告  
（2）議員派遣の報告  
（3）例月現金出納検査結果報告  
（4）定期監査結果報告  
（5）町長の政務報告  
日程第3 会期の決定  
日程第4 株式会社高鍋めいりんの里検討特別委員会報告  
日程第5 同意第5号 監査委員の選任について  
日程第6 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について  
日程第8 議案第42号 宮崎県市町村総合事務組合規約の変更について  
日程第9 議案第43号 平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）  
日程第10 議案第44号 高鍋都市計画畑田土地区画整理事業施行条例及び高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計設置条例の廃止について  
日程第11 議案第45号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
日程第12 議案第46号 一ツ瀬川雑用水管理事業給水条例の一部改正について  
日程第13 議案第47号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
日程第14 議案第48号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に

関する基準を定める条例の制定について

- 日程第15 議案第49号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第16 議案第50号 高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第51号 高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第52号 高鍋町町道の道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第19 議案第53号 高鍋町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第54号 高鍋町営住宅の整備基準に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第55号 平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第56号 平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第57号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第58号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）

---

出席議員（16名）

1番 水町 茂君	2番 徳久 信義君
3番 岩崎 信や君	5番 緒方 直樹君
6番 池田 堯君	7番 中村 末子君
8番 黒木 正建君	10番 後藤 隆夫君
11番 青木 善明君	12番 松岡 信博君
13番 永友 良和君	14番 時任 伸一君
15番 八代 輝幸君	16番 津曲 牧子君
17番 柏木 忠典君	18番 山本 隆俊君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君      事務局補佐 鳥取 和弘君  
議事調査係長 山下 美穂君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	萱嶋 稔君	教育委員長	……………	黒木 知文君
農業委員会会長	……………	渡瀬 俊弘君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長	……………	間 省二君	政策推進課長	……………	森 弘道君
建設管理課長	……………	芥田 秀則君	農業委員会事務局長	…	長町 信幸君
産業振興課長	……………	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	…	井上 敏郎君
町民生活課長	……………	三浦 敏君	健康福祉課長	……………	河野 辰己君
税務課長	……………	原田 博樹君	上下水道課長	……………	日野 祥二君
教育総務課長	……………	三嶋 俊宏君	社会教育課長	……………	中里 祐二君

午前10時00分開会

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から、平成24年第4回高鍋町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、後藤隆夫議員。

○議会運営委員会委員長（後藤 隆夫君） 10番。おはようございます。随分と寒くなりまして、皆さんもひとつ腰痛には気をつけていただきたいと思います。

さて、平成24年第4回の議会運営委員会を開催いたしました。その結果につきまして、御報告を申し上げます。去る12月の5日午前10時から議会運営委員会を開催いたしました。その結果について御報告を申し上げます。

今定例会に付議されました案件は同意が2件、諮問1件、規約変更が1件、条例制定8件、条例廃止1件、条例改正2件、補正予算5件の20件であります。

このことに伴いまして、副町長及び関係課長にその概要の説明を求め、審議を行ったところであります。

会期日程、議事日程につきましては別紙予定表がお手元に配付されておりますが、出席委員全員、意見の一致を見たところであります。また、議員発議の追加提案の予定があるようでございます。

今定例会が円滑に運営されますよう議員各位の御協力をお願い申し上げて、御報告いたします。

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山本 隆俊） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、12番、松岡信博議員、13番、永友良和議員を指名します。

### 日程第2. 諸報告

○議長（山本 隆俊） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略します。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣しましたので、これにより報告とします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたのでお手元に配付してあります。

次に、定期監査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員（黒木 輝幸君） 代表監査委員。おはようございます。地方自治法第199条第4項及び高鍋町監査委員条例第5条の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、監査委員2名を代表いたしまして、監査結果を御報告いたします。

監査の結果につきましては、平成24年10月26日付で町長、町議会議長、教育長、農業委員会会長に報告書を提出いたしました。

監査結果報告書は、皆様のお手元に配付されております。その概要について御報告申し上げます。

第1に、審査の対象としましたのは、平成22年度、23年度町単独補助金の交付の執行についてと、町営住宅使用料及び駐車場使用料の収納状況についてでございます。特に、補助金につきましては、地方自治法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては寄附または補助することができると規定をされております。その公益性は地方公共団体の責任において判断をすることになりますことから、絶えず必要性が検証され、見直しされるべきであります。また、補助金は公金である以上、常に予算執行において適正化が求められるものでもあります。

さらに、毎年交付される団体にとっては既得権化されやすい傾向がありますが、税が財源であることを認識し、補助金が補助目的に従って使用されているか、交付条件が遵守されているかなど、行政として絶えず把握されることが求められております。

また、町営住宅使用料につきましては、収入未済額が毎年度増加してきており、その対策が求められております。

以上のことから、平成22年度、23年度町単独補助金の交付の執行についてと町営住宅使用料及び駐車場使用料の収納状況についてを監査の対象といたしました。

第2に、監査の期間でございますが、平成24年10月15日から平成24年10月19日まで実質監査日数5日間でございます。

第3に、監査の方法でございますが、監査に当たりましては、平成22年度、23年度町単独補助金の交付の執行につきましては予算との整合性、補助目的と使途の整合性、補

助額、交付の時期は妥当であるか。申請から交付、完了実績確認までの手続は条例・規則・要綱に基づき的確に行われているか。実績に基づく効果の判定、見直しは行われているかを重点に置き、実施しました。このため、補助金に係る予算の写し、補助金交付台帳、交付に関する全ての関係書類及び全ての補助金交付要綱の提出を求め、照査を行うとともに関係職員に説明を求めました。また、補助金に関する事務を統括する政策推進課長にも説明を求めました。

町営住宅使用料及び駐車場料の収納状況につきましては、敷金の管理運用は適正か、使用料の調定は適正に行われているか、未納者への対応は適切になされているかを重点に置き、実施しました。このため、敷金台帳及び敷金の整理簿及び住宅使用料、駐車場使用料の収納状況を表す総括表、住宅使用料未納者一覧表、未納者に対する対応記録簿の提出を求め、監査を実施しました。特に、敷金の管理状況を調査するとともに、未納者に対する個別の対応状況については抽出で記録を確認し、担当者に経過の説明を求めました。

第4に、監査の結果について申し上げます。まず、平成22年度、23年度、町単独補助金の補助金交付の執行について申し上げます。補助金交付に係る事務につきましては、予算執行は目的に合致しており、補助金の交付に関する規則及び補助金交付要綱等に準拠して適正に執行されていることを認めました。

なお、平成22年度に町単独補助金の執行について監査を実施したときに、補助金交付要綱の未整備について指摘をしておりましたが、今回の監査においてほぼ整備をされており、改善されていることを確認しました。ただし、要綱の内容に、補助基準及び補助率の定めが明確でない補助金もありますので、今後の整備を要望します。

また、実績に伴う効果の判定の見直しが高鍋町事務事業評価委員会で検討されていることは、補助金の適正化、効率化の面でも重要な役割を持つと思われますので、委員会が機能を発揮することを期待いたします。

次に、町営住宅使用料及び駐車場使用料の収納状況について申し上げます。町営住宅使用料の収納状況につきましては、敷金の管理は的確に行われているとともに、使用料の調定も適正に行われていることを確認しました。また、未納者に対する徴収につきましても、きめ細やかな対応がなされ、過年度未徴収額も減少していることを確認しました。

ただし、現年度の未収入額を加えますと、前年度決算時の滞納繰越額を超えている現状でありまして、また、多額の滞納額を有している入居者がおりますことから、急激に滞納額が減少することはないものと思料されますので、今後は現年度分の徴収徹底と過年度滞納額の減少に向けて、訪問徴収及び連帯保証人に対する保証要求を強化するなど、なお一層の徴収努力を要望いたします。

なお、今回監査対象となりました町単独補助金及び町営住宅使用料、駐車場使用料の収納状況は別表1、2、3のとおりでございます。

以上、報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（小澤 浩一君） おはようございます。平成24年9月1日から平成24年11月30日までの政務について御報告申し上げます。

まず、高鍋町防災訓練についてでございますが、9月2日日曜日、小丸河畔河川敷広場で実施いたしました。関係機関等が参加して、水防工訓練、現地合同災害対策本部設置訓練、被災車両救出・搬送・消火訓練、倒壊家屋からの救出・搬送訓練、孤立者救助訓練、炊き出し訓練等を行いました。防災訓練は防災意識の高揚を図り、防災体制を確立するための重要な機会でありますので、今後とも、効果的な訓練の実施に努めてまいりたいと存じます。

次に、第46回町民の日記念式典及び第45回高鍋町社会福祉大会についてでございますが、10月1日月曜日、高鍋町美術館で開催いたしました。多くの町民の皆様にご出席いただき、さまざまな分野で貢献された方々を表彰いたしました。

次に、高鍋城灯籠まつりについてでございますが、10月6日土曜日から7日日曜日にかけて開催されました。時折雨が降る中ではありましたが、約5万8,000人の人出でにぎわいました。また、朝倉市副市長様、串間市副市長様、米沢市教育委員長様を初め、姉妹都市や秋月家の皆様方との交流会も開催し、さらなる親交を深めることができました。

次に、姉妹都市交流についてでございますが、11月10日土曜日、朝倉市において、あさくらきてみん祭inあまぎに参加いたしました。朝倉市の皆様から心温まるおもてなしを受け、また、朝倉市の文化、伝統に触れ有意義な時間を過ごすことができました。これからも、さまざまな機会を通じて、姉妹都市としてのきずなを一層深めてまいりたいと存じます。

次に、消防団公開機庫点検についてでございますが、11月11日日曜日、秋の全国火災予防運動の一環として、消防団各部機庫の一斉点検を行いました。各部とも、創意工夫をしながら点検整備を行っており、不備な点もなく、町民の生命と財産を守る消防団に対する心強さを改めて感じることができました。

次に、全国町村長大会についてでございますが、11月21日水曜日、東京都において、全国町村長大会に出席いたしました。町村が自主的、自立的にさまざまな施策を展開し得るよう各事項の実現を強く求める決議を採択したところであります。

次に、要望活動についてでございますが、11月29日木曜日、新田原基地周辺協議会において、九州防衛局に要望活動を行ってまいりました。また、今回の活動を初め、さまざまな取り組みを積極的に進め、本町の発展につながりますよう努めてまいりたいと存じます。

なお、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

---

### 日程第3. 会期の決定

○議長（山本 隆俊） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は会期日程予定表のとおり、本日から12月19日までの10日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から19日までの10日間に決定いたしました。

---

#### 日程第4. 株式会社高鍋めいりんの里検討特別委員会報告

○議長（山本 隆俊） 日程第4、株式会社高鍋めいりんの里検討特別委員会報告を求めます。委員長時任伸一議員。

○14番（時任 伸一君） 14番。おはようございます。それでは、特別委員会の御報告を申し上げます。

平成24年第2回定例会で、議長を除く15名で構成する株式会社高鍋めいりんの里検討特別委員会を設置し、これまでに8回の委員会を開催し、慎重に課題の検討検証を重ねてまいりました。第三セクターで株式会社ということもあり、議会としてどこまで介入できるのか、難しい部分も抱えながら出発し、株式会社や町当局の御理解と協力をいただき、きょうを迎えることができました。まことにありがとうございました。まずは、お礼を申し上げ、これまでの審査の経過と結果について報告いたします。

第1回委員会は、平成24年6月14日開催。今後の進め方について意見を集約し、審査上必要と思われる書類、決算書、取締役会会議録、貸付契約書、入湯税納入状況、建設当時の補助金交付要綱等などの提出依頼を決め、散会いたしました。

第2回委員会は、7月5日開催。第1回委員会で依頼した資料をそれぞれ熟読し分析する時間が必要とのことで、次回の日程を決め散会しました。

第3回委員会は、8月6日開催。さきに配付された書類に基づき、委員それぞれ疑問点を整理した質問事項と新たに必要とする書類の提出依頼を決め、散会いたしました。

第4回委員会は、9月6日開催。第3回委員会で出された質問や資料要望など11件の回答や資料に基づいて審査し、お客様の要望事項や宣伝効果、経営改善に向けた体制、原因や改善策など探る第三者委員会の立ち上げなどの新たな質問事項を決め、また、特別委員会としての結果をできるだけ早く出すべきだとする意見や、多少時間はかかってもじっくり精査すべきとの意見が出されましたが、次回の日程を委員長に一任して散会しました。

第5回委員会は、10月24日開催。第4回委員会で出された質疑や資料要望など9件を柱に、これまでの資料等も含めた総合的な審査を行いました。委員が感じているお客様を呼び込む具体的な方策が多数出される中で、状況の認識が足りない、よい提案をしても現場にその能力がないなどの厳しい意見や、出資団体やその関連団体のこれまでの協力体制はどうであったかなど、新たな質疑や資料提出を求める意見も出され、16件の資料の提出を要求することを決めて散会しました。

第6回委員会は、11月20日開催。第5回委員会の回答に基づいて総合的な審査を進める中で、委員の大方から意見等も出尽くし、赤字のときの財政支援を行わない決議を求める意見、第三セクターとは何か再考を望む意見、外部を含めた経営検討委員会の設置を望む意見などが出され、次回の委員会においてまとめの案を協議すること。12月、今定例会において、特別委員会としてのまとめを行うことを確認し散会いたしました。

第7回委員会は、11月28日開催。まとめ案について協議を行いました。特別委員会として提言書にするのか、決議で行うのか、内容についても協議が整わず、2日後の11月30日に再度委員会を開くことに決定。また、担当課の出席が了承を得られたところで散会いたしました。

第8回委員会は、11月30日開催。産業振興課長と課長補佐の御出席をお願いし、最近の状況等の説明を受け、質疑を行い、決議でなく提言で行くことでまとめ、内容についても一致を見たので、委員会の結論を得ることができました。

なお、提言書の内容は2点ございます。外部専門家等で構成された委員会を早急に立ち上げ、経営改善を図ること。もう1点は、これ以上の貸し付けは認めない。ただし、役員の連帯保証があればその限りではない。この2項目で、意見がまとまりました。

また、これまでの委員会の中で、めいりんの里を継続する上での提案も多数出され、10項目にまとめたところです。その主なものを読み上げます。アルバイト、パートでは発展が望めない。自分の職場を守るという観点から、正規の職員が望ましいのではないかという御意見。職員の意識改革が必要である。温泉利用者が気持ちよく利用できる施設管理を徹底してほしいという御意見。また、株式会社に参加している団体から、目標を持って顧客確保に努力すべきだ。例えば、高鍋町であれば行政事務連絡員さんを動員して、月ごとに温泉を利用していただけるところをお願いをする。農協であれば女性会だけでなく、各分野の業種ごとに利用を促す提案。商工会議所であれば女性会だけでなく、各分野の業種ごとに利用を促す提案。信用金庫であれば、顧客の方に特典として温泉利用券配布などを企画することなどを考えていただけないか。まあ、このようなたくさんの、30余りの御意見を10項目にまとめた3点を御案内をいたしました。なお、この具体案については提言書に付することを決定し、散会しました。

以上が6月から11月まで半年に及ぶ審議の全てであり、特別委員会の御報告といたします。一日も早く、株式会社めいりんの里が黒字軌道に乗ることをお祈り申し上げまして終わりいたします。ありがとうございました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、株式会社高鍋めいりんの里検討特別委員会報告は終わりました。

只今の報告をもって、株式会社高鍋めいりんの里検討特別委員会は終了いたしました。

---

#### 日程第5. 同意第5号

○議長（山本 隆俊） 日程第5、同意第5号監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、14番、時任伸一議員の退席を求めます。

〔14番 時任 伸一君退席〕

○議長（山本 隆俊） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 同意第5号監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

議員から選任した監査委員の柏木忠典氏から、平成24年12月2日をもって、同委員を退職したい旨の願いが提出され、これを承認しました。つきましては、後任に時任伸一氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

本案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（間 省二君） それでは、略歴を御紹介いたします。氏名、時任伸一、生年月日、昭和16年11月14日、71歳です。現住所、高鍋町大字上江7652番地7。最終学歴、昭和41年3月早稲田大学第一法学部卒業。職歴等、昭和41年4月、大東京信用組合、昭和44年10月、同上退職。昭和45年12月、株式会社キリシマ第一ホテル。昭和59年10月、同上退職。昭和60年4月、株式会社泉屋。平成18年11月、同上退職。平成18年12月、高鍋町議会議員1期目。平成22年12月、高鍋町議会議員2期目。現在に至っております。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと求めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから、同意第5号を起立によって採決します。本件は、同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数と認めます。したがって、同意第5号監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

ここで、時任伸一議員の入場を許可します。

〔14番 時任 伸一君入場〕

---

## 日程第6. 同意第6号

○議長（山本 隆俊） 日程第6、同意第6号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 同意第6号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。現委員の永友普美氏が平成24年12月21日をもって任期満了になりますことに伴い、新たに坂本信子氏を固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、

地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（間 省二君） それでは、略歴を御紹介いたします。氏名、坂本信子。生年月日、昭和27年4月9日、60歳。現住所、高鍋町大字上江1526番地。最終学歴、昭和46年3月、宮崎県立高鍋高等学校卒業。職歴等、昭和46年4月、高鍋信用金庫、昭和51年1月、同上退職、昭和51年2月、農業。現在に至っております。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。これから、同意第6号を起立によって採決します。本件は、同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、同意第6号固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

.....

午前10時35分再開

○議長（山本 隆俊） 再開いたします。

.....

#### 日程第7. 諮問第2号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第7、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 諮問第2号人権擁護委員の推薦について、提案理由を申し上げます。

現委員の岡本和子氏が平成25年4月1日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

このことにつきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 本件につきましては、再任でありますので、略歴の説明を省略します。

以上で説明は終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから、諮問第2号を起立によって採決します。本件は、適任とすることに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、諮問第2号人権擁護委員の推薦については適任とすることに決定いたしました。

---

日程第8. 議案第42号

日程第9. 議案第43号

日程第10. 議案第44号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第8、議案第42号宮崎縣市町村総合事務組合理約の変更についてから、日程第10、議案第44号高鍋都市計画畑田土地区画整理事業施行条例及び高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計設置条例の廃止についてまで、以上3件を一括して議題といたします。

一括して、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第42号宮崎縣市町村総合事務組合理約の変更についてから、議案第44号高鍋都市計画畑田土地区画整理事業施行条例及び高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計設置条例の廃止についてまでを一括して、提案理由を申し上げます。

まず、議案第42号宮崎縣市町村総合事務組合理約の変更についてであります。現在、本町を初めとする宮崎県内の5市17町村で組織する宮崎縣市町村総合事務組合において、職員の退職手当支給事務や非常勤消防団員に係る公務災害補償、退職報償金の支給事務など合計11の事務を共同処理しているところでありますが、今般、小林市が平成25年3月31日をもって、交通災害共済事業を廃止することになったことに伴い、同組合の規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

次に、議案第43号平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、畑田土地区画整理事業の全てが完了したため、当初予算に計上した歳入歳出予算8,000円を全額減額するものでございます。

次に、議案第44号高鍋都市計画畑田土地区画整理事業施行条例及び高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計設置条例の廃止についてでございますが、本案は畑田土地区画整理事業の完了に伴い、関係条例を廃止するものでございます。

以上、3件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（間 省二君） それでは、議案第42号宮崎県市町村総合事務組合規約の変更について、詳細説明をいたします。

今現在、事務組合のほうで、11の事務の事業を行っております。先ほど、提案理由等にもありましたとおりでございますけど、そのうちの11番目の交通災害共済事務を小林市が離脱するというので規約の変更を行うということになります。この離脱に伴う各町の負担金の増減は一切ございません。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。議案第43号平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、当初清算金の滞納繰越が発生した場合に備えて、科目設定を行ったものでございます。未徴収1件につきましては、23年度内に納付が確認できましたので、清算金事務の全てが終了いたしました。そのため、当初予算に計上していましたが歳入歳出予算8,000円を減額補正するものでございます。

次に、議案第44号高鍋都市計画畑田土地区画整理事業施行条例及び高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計設置条例の廃止についてでございます。畑田土地区画整理事業につきましては、昭和63年4月に、施行面積約46.2ヘクタールで事業決定を受け、地権者を初め関係者の皆さんの御理解、御協力により平成16年に換地処分を行い、その後、平成18年から清算金の事務処理を進めてまいりましたが、所要の事務が全て終了いたしましたので、今回、関係条例等を廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

---

日程第11. 議案第45号

日程第12. 議案第46号

日程第13. 議案第47号

日程第14. 議案第48号

日程第15. 議案第49号

日程第16. 議案第50号

日程第17. 議案第51号

日程第18. 議案第52号

日程第19. 議案第53号

日程第20. 議案第54号

日程第21. 議案第55号

日程第 2 2. 議案第 5 6 号

日程第 2 3. 議案第 5 7 号

日程第 2 4. 議案第 5 8 号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第 1 1、議案第 4 5 号高鍋町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第 2 4、議案第 5 8 号平成 2 4 年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）まで、以上 1 4 件を一括して議題といたします。

一括して、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第 4 5 号高鍋町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから議案第 5 8 号平成 2 4 年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第 4 5 号高鍋町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、本案は本条例の特別職の職員の区分の嘱託員に保育士、看護師を追加し、報酬の額を定めるとともに、同じく特別職の職員の区分に、町史編集委員を追加し、報酬の額を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 4 6 号一ツ瀬川雑用水管理事業給水条例の一部改正についてでございますが、本案は、雑用水管理事業に受益地外で使用されている一ツ瀬川地区灌がい用水を編入するため、新たに灌がい用水に関する条項を追加し、料金等を定めるため所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 4 7 号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、議案第 5 4 号高鍋町営住宅の整備基準に関する条例の制定についてまででございますが、これらの条例は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる、地域主権改革一括法等の施行により、従来、主として法令で定められていた施設、公物の設置管理基準等を新たに条例で定めるものでございます。

まず、議案第 4 7 号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、本案は高鍋町公共下水道、都市下水路の構造及び維持管理に関する技術上の基準、高鍋町営住宅の収入基準及び高鍋町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準、並びに水道技術管理者の資格基準を定めるため、それぞれ関係する条例について、所要の改正を行うものでございます。

次に、第 4 8 号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、本案は高鍋町指定地域密着型サービス事業の指定に関する設備基準や運営基準等を定めるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第 4 9 号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に

関する基準を定める条例の制定についてでございますが、本案は、高鍋町指定地域密着型介護予防サービス事業の指定に関する設備基準や運営基準等を定めるため条例を制定するものでございます。

次に、議案第50号高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の制定についてでございますが、本案は、高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置基準を定めるため条例を制定するものでございます。

次に、議案第51号高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてでございますが、本案は、高鍋町町道の構造の技術的基準を定めるため条例を制定するものでございます。

次に、議案第52号高鍋町町道の道路標識の寸法を定める条例の制定についてでございますが、本案は、高鍋町町道の道路標識の寸法等の技術的基準を定めるため条例を制定するものでございます。

次に、議案第53号高鍋町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、本案は、高鍋町移動等円滑化のために必要な町道の構造の技術的基準を定めるため条例を制定するものでございます。

次に、議案第54号高鍋町営住宅の整備基準に関する条例の制定についてでございますが、本案は、高鍋町営住宅の整備基準を定めるため条例を制定するものでございます。

以上、8件につきましては、地域主権改革一括法等の施行により条例を制定するものでございます。

次に、議案第55号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億5,028万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億6,056万5,000円とするものでございます。補正の主なものは、歳出では、公共施設等整備基金積立金、活性化推進事業費、地方バス路線維持費補助金、高齢者等多世代交流拠点施設備品購入費、障害福祉費扶助費、介護施設開設準備経費助成事業補助金、放課後児童クラブ委託料、保育園賃金、口蹄疫復興ファンド支援事業費、町営住宅修繕料等でございます。

財源といたしましては、国・県支出金、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入等でございます。あわせて、庁舎増改築事業外2件の繰越明許費の設定、平成25年度公共施設維持管理委託、土地借上げ料に係る債務負担行為の追加を行うものでございます。なお、債務負担行為につきましては、4月1日からの履行となる契約について、入札等に日数を要することから、今議会の補正予算に計上するものでございます。

次に、議案第56号平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,087万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,359万6,000円とするものでございます。補正の主なものは、歳出では後期高齢者医療システム機器更改に伴う機器設定手数料の増額、平成23年度医療給付費市町村費負担金確定返還に伴う一般会計繰出金の増額でござ

います。歳入では、平成23年度医療給付費市町村費負担金確定に伴う広域連合返還金の増額及び財源調整のための事務費繰入金の減額でございます。

次に、議案第57号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は平成25年度の施設維持管理等委託に伴う債務負担行為を設定するものでございます。

次に、議案第58号平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出予算の総額に増減はなく、保険給付費内で実績見込みによる増減調整を行うものでございます。

以上、14件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

---

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

この後、11時10分から議員協議会を開きたいと思いますので、第3会議室にお集まりください。

午前10時55分散会

---